

第49回岩手県環境審議会 会議録

(開催日時) 令和4年5月20日(金) 10:00～11:15

(開催場所) 岩手県盛岡地区合同庁舎 8階大会議室

1 開 会

2 挨拶

3 委員紹介

4 議 事

- (1) 岩手県環境審議会会長の選任について
- (2) 岩手県環境審議会会長職務代理者の指名について
- (3) 岩手県環境審議会部会員の指名について
- (4) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の見直しに係る基本的な考え方について

5 報 告

- (1) 岩手県環境基本計画の施策推進指標の置換えについて
- (2) 岩手県環境審議会水質部会審議結果について
- (3) 鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画の策定について
- (4) 岩手県環境審議会温泉部会審議結果について
- (5) 岩手県環境審議会住宅宿泊事業特別部会審議結果について

6 その他

- (1) いわて県民計画(2019～2028)第2期アクションプランの策定に係る意見について

7 閉 会

(出席委員)

阿部江利子委員、石川奈緒委員、伊藤歩委員、内澤稲子委員、
小野澤章子委員（リモート出席）、小野寺真澄委員、菅野範正委員、
後藤均委員、齊藤貢委員（リモート出席）、佐藤信逸委員（リモート出席）、
佐藤康委員、篠原亜希委員（リモート出席）、渋谷晃太郎委員、
主濱了委員（古舘和好氏 代理出席）、鈴木まほろ委員、鷹觜紅子委員、
丹野高三委員（リモート出席）、辻盛生委員（リモート出席）、晴山渉委員、
平元尚人委員（リモート出席）、松本勝徳委員（リモート出席）、
山内貴義委員（リモート出席）山崎朗子委員、渡邊里沙委員
杉山佳弘特別委員（中村光一氏 代理・リモート出席）
中平善伸特別委員（今野裕美氏 代理・リモート出席）
稲葉恭正特別委員（リモート出席）

(欠席委員)

滝川佐波子委員、塚本善弘委員

1. 開 会

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第49回岩手県環境審議会を開催いたします。

私、事務局を担当しております環境生活部副部長の浅沼でございます。暫時司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、定数報告でございます。本日は、委員29名の皆様のうち27名の御出席を頂戴しております。過半数に達しておりますことから、岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定によりまして、会議が成立していることを御報告させていただきます。

なお、当審議会は、審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報をインターネットの県のホームページに公開するということしておりますので、御了承を賜りたいと存じます。

2. 挨拶

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 それでは、開会に当たりまして、白水企画理事兼環境生活部長から挨拶申し上げます。

○白水企画理事兼環境生活部長 改めまして、皆様おはようございます。環境生活部長をしております白水と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

第49回岩手県環境審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方にはお忙しい中、出席をいただきまして誠にありがとうございます。深く感謝を申し上げます。また、日頃より本県の環境行政の推進に御理解、それから御協力をいただいていることに対しましても感謝を申し上げます。

本審議会は、環境基本法などの法律の規定に基づきまして、県内における環境の保全等に関する重要事項について審議をいただくことを目的として設置をされてございます。また、審議会には、大気、水質、自然・鳥獣、温泉の4つの部会、それから青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会、そして住宅宿泊事業特別部会が設置されてございまして、知事からの諮問事項等について審議をいただくこととしております。

今回の委員改選によりまして、26名の皆様に委員に就任をいただくこととなりました。また、国の関係地方行政機関におかれましては、特別委員として3名の方々に就任をいただい

ております。

本日は、昨年度各部会におきまして審議をいただきました結果について報告をいたしますほか、第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の見直しの方向性について審議をいただきます。また、いわて県民計画の第2期アクションプランの策定について説明をさせていただくこととしております。

本日は、限られた時間ではございますが、委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきたいと思っております。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

3. 委員紹介

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 続きまして、今年度任期満了によりまして委員の改選がございましたので、本日御出席の皆様、着席順に私のほうから委員の皆様の御紹介をさせていただきます。私の左手奥から御紹介させていただきます。

阿部江利子委員でございます。

○阿部江利子委員 よろしくお願ひいたします。

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 石川奈緒委員でございます。

○石川奈緒委員 よろしくお願ひいたします。

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 伊藤歩委員でございます。

○伊藤歩委員 よろしくお願ひします。

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 内澤稲子委員でございます。

○内澤稲子委員 よろしくお願ひいたします。

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 小野寺真澄委員でございます。

○小野寺真澄委員 よろしくお願ひいたします。

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 菅野範正委員でございます。

○菅野範正委員 菅野です。よろしくお願ひします。

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 後藤均委員でございます。

○後藤均委員 よろしくお願ひします。

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 佐藤康委員でございます。

○佐藤康委員 よろしくお願ひいたします。

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 移りまして、右側奥、渋谷晃太郎委員でございます。

○渋谷晃太郎委員 よろしくお願ひいたします。

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 主濱了委員でございますが、本日は代理で岩手県市長会事務局次長、古舘和好様に出席いただいております。

鈴木まほろ委員でございます。

○鈴木まほろ委員 よろしくお願ひします。

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 鷹嘴紅子委員でございます。

○鷹嘴紅子委員 鷹嘴です。よろしくお願ひいたします。

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 晴山渉委員でございます。

○晴山渉委員 よろしくお願ひいたします。

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 山崎朗子委員でございます。

○山崎朗子委員 よろしくお願ひします。

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 渡邊里沙委員でございます。

○渡邊里沙委員 よろしくお願ひいたします。

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 また、本日リモートにて御出席を頂戴している皆様についても御紹介をさせていただきたいと思ひます。

小野澤章子委員でございます。

齊藤貢委員でございます。

佐藤信逸委員でございます。

篠原亜希委員でございます。

丹野高三委員でございます。

辻盛生委員でございます。

平元尚人委員でございます。

松本勝徳委員でございます。

山内貴義委員でございます。

杉山佳弘委員でございますが、本日は代理出席といたしまして、東北経済産業局の資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長の中村光一様に御出席を賜っております。

中平善伸委員でございます。本日は代理といたしまして、東北地方整備局環境調整官の今野裕美様に御出席を賜っております。

東北農政局生産部長の稲葉恭正様でございます。

なお、本日は、滝川佐波子委員、塚本善弘委員につきましては欠席でございます。

4. 議 事

- (1) 岩手県環境審議会会長の選任について
- (2) 岩手県環境審議会会長職務代理者の指名について
- (3) 岩手県環境審議会部会員の指名について
- (4) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の見直しに係る基本的な考え方について（諮問）

○浅沼副部長兼環境生活企画室長　それでは、ただいまより次第4の議事に入らせていただきます。

皆様、人も多くて今日蒸し暑いと思いますので、どうぞ上着をお脱ぎになって気楽にしてください、議事に入ってくださいと存じます。

本来であれば、審議会の会長が議長を務めることになってございますが、本日の審議会は、委員改選後最初の審議会となりますことから、暫時事務局において進行させていただきたいと思っております。

それでは、まず議事の(1)、岩手県環境審議会会長の選任についてでございます。審議会条例第3条第1項の規定によりまして、当審議会に会長1名を置くということになっております。選出につきましては、委員の互選によることとされております。互選の方法につきまして、委員の皆様から何か御提案等ございますでしょうか。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤歩委員　伊藤です。会長には環境政策に精通し、これまでの会長を務めてこられました渋谷晃太郎委員を御推薦させていただきたいと思っております。

○浅沼副部長兼環境生活企画室長　ありがとうございました。皆様、ただいま渋谷委員をというお声でございましたけれども、御異議ございますでしょうか。

「異議なし」の声

○浅沼副部長兼環境生活企画室長　異議なしの声をいただきましたので、会長につきましては渋谷委員にお願いをしたいと存じます。

それでは、審議会条例の第3条第2項の規定によりまして、会長が議長を務めることになっております。渋谷会長には恐れ入りますが、会長席にお移りをいただき、以後の進行につきましては会長にお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが、渋谷会長、一言御挨拶を頂戴いただけますでしょうか。

○渋谷晃太郎会長 皆さん、おはようございます。岩手県立大学の渋谷と申します。このたびは選任いただきまして、誠にありがとうございます。よろしくお願いいいたします。

さて、昨今の状況ですけれども、地球環境問題をはじめとして生物多様性など世界的に大きな動きが見られる状況にあります。脱炭素につきましては、令和3年3月に県の温暖化対策実行計画が策定されておりますけれども、その時点では国の目標を上回る野心的な目標を掲げていたところがございますが、その国においても温対法の改正とか新たな国の目標も示されたり大きな動きがございました。

これまで岩手県では、常に国の目標を上回る高い目標値を設定してきたところでありますが、現時点ではそれを下回っているというような状況があるので、それらに対応した計画の見直しが求められているところでございます。

また、生物多様性についても、今後新たな国家戦略が策定される予定になっているなど、環境行政が急速に変化しており、また大きな転換点を迎えていると思っております。それらに対する迅速な対応が求められ、本審議会の役割は非常に大きいものがあると考えております。

本審議会の円滑な運営につきまして、委員の皆様方の御協力をお願いし、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

それでは、始めてよろしいですか。会議の次第により議事を進めてまいりたいと思えます。よろしくお願いいいたします。

まず、議事の(2)、岩手県環境審議会会長職務代理者の指名についてでございますけれども、審議会条例の3条3項の規定によって会長が指名することになっているので、職務代理者として伊藤委員にお願いしたいと思えますけれども、伊藤委員、よろしいでしょうか。

○伊藤歩委員 はい。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。それでは、よろしくお願いいいたします。

次に、議事の(3)、岩手県環境審議会部会委員の指名についてを議題としたいと思えます。部会委員につきましても、条例の第8条第2項の規定によって会長が指名することになっているので、先ほど企画理事さんからもお話ありましたけれども、6つの部会が設置されていることで、それぞれの部会の委員の専門分野等を考慮して、私のほうから指名させてい

ただきたいと思います。

資料1の岩手県環境審議会委員名簿により確認をお願いしたいと思います。御自分の部会のところを御確認いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○渋谷晃太郎会長 それでは、各部会での御審議、よろしくをお願いしたいと思います。

続きまして、(4)、第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の見直しに係る基本的な考え方について、県から当審議会への諮問ということですので、この部分について事務局で進行をお願いいたします。

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 ありがとうございます。それでは、諮問書を交付させていただきたいと存じます。本日は、知事に代わり白水企画理事兼環境生活部長から諮問書を交付いたします。

なお、本諮問書につきましては、皆様のお手元資料2-1に配付をさせていただいております。

それでは、よろしくをお願いいたします。

○白水企画理事兼環境生活部長 岩手県環境審議会会長様、岩手県知事、達増拓也。

第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の見直しに係る基本的な考え方について。

下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記。地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項及び第3項、気候変動適応法第12条並びに新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例第9条第1項の規定に基づく第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の見直しに係る基本的な考え方についてであります。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○渋谷晃太郎会長 ただいま諮問のありました第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の見直しに係る基本的な考え方について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 環境生活企画室グリーン社会推進課長の高橋と申します。着座にて御説明をさせていただきます。

資料は、御覧になっていただいておりますとおり、資料2-2から御説明させていただきます。

ます。まず、諮問の趣旨でございますが、昨年3月に第2次岩手県地球温暖化対策実行計画を策定しまして、これまで県、市町村も含めまして県民一丸となって取組を進めてきたところでございます。この計画は、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で41%削減という目標を掲げて取り組んできております。先ほど渋谷会長からもお話がありましたけれども、昨年5月に温暖化対策推進法が改正されまして、国のほうで新たな計画がつけられまして、削減目標も新たに設定された状況を踏まえまして、本計画につきましても目標や事業、取組を見直すこととし、その基本的な考え方につきまして審議会に諮問しようとするものでございます。

2番の実行計画の位置づけでございます。まず、いわて県民計画、それから県の環境基本計画に掲げる対策を推進するもの。(2)、県の条例に基づく基本的な計画でございます。(3)、(4)は、どちらも法律に基づく規定でございます。県の事務事業に関する排出削減のための計画であり、かつ県内の排出抑制のための施策を定める実行計画でございます。最後に(5)としまして、気候変動適応法の規定に基づく適応計画という性格を持った計画になります。

続いて3番、見直しの方向性(案)でございます。表の左が項目になっておりまして、その右手が現行計画になります。右手が見直しの方向性(案)ということで御覧いただければと思います。まず、(1)の実施期間につきましては、計画に変更なく2030年度までの10年間と考えております。(2)、計画の目標でございますが、温室効果ガスの排出削減目標、再生可能エネルギーの導入目標について目標数値を見直すことを考えております。(3)、計画の構成につきましては右側でございます法の改正に伴いまして、促進区域の環境配慮基準に係る項目の追加といったことを考えております。最後に(4)、主要な指標ですが、現在35指標を設定しておりますけれども、指標と目標数値を見直すことを考えてございます。詳細につきましては、後ほど御説明申し上げます。

次のページに参りまして、上段4番、見直しの手順でございます。本日審議会に諮問いたしまして、審議会の御審議、そして答申に基づきまして、計画の構成や主要な指標の変更が生じた場合は、県の条例に基づいて、県議会の議決を経るということになってございます。また、策定過程を重視するというので、パブリックコメントも実施するなど、広く県民の皆様方の御意見を聞きながら策定したいと考えております。

5番がスケジュールでございます。本日審議会への諮問、その後8月にかけて御審議いただきまして、10月に答申、11月頃にパブリックコメント、年が明けまして3月に県議会の議

決をいただき、その後に決定、公表ということを考えております。

続きまして、資料の2—3、ページでいいますと8ページ、第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の見直しのポイントを幾つか御説明させていただきます。まず、1番として、計画の見直しの背景でございます。先ほど渋谷会長からも御説明いただきましたけれども、大きな背景としましては温暖化対策推進法の改正でございます。2050年カーボンニュートラル宣言を基本理念として国が位置づけまして、計画が改訂され、国では2030年度の温室効果ガス排出量46%削減という目標が掲げられております。

また、県内の市町村でも様々な積極的な取組が行われているということも踏まえまして、矢印の下のほう、県としては温室効果ガスの削減目標、現行41%の引上げに伴いまして、施策、取組の見直しを行う必要があると考えております。また、積極的に温暖化対策に取り組んでいる市町村の支援につきましても、より一層強化していく必要があると考えております。

次のページに参ります。2番、国の動向でございます。繰り返しになるところは割愛させていただきますけれども、昨年、令和3年6月に地域脱炭素ロードマップというものを掲げております。各地域で脱炭素に向けて取り組む市町村などを支援するものでございまして、また後ほど御説明をさせていただきます。

次のページを御覧ください。3番として、見直しに伴う主な検討課題を御説明いたします。大きく4点あると考えております。まず、1点目が国の温室効果ガス削減目標の引上げに伴う県の目標の見直しでございます。国の目標は、26%減から46%減に引き上げられました。それを踏まえた削減目標の引上げの検討が必要だと考えております。

下の表を御覧いただきますと、現計画の削減目標を図式化したものでございます。2013年度の排出量が一番左にございまして、最終的には一番右が2050年度にカーボンニュートラルを目指す表明をしております。その間のプロセスとして現行計画では2030年度に、削減対策と再エネルギーの導入、森林による吸収量の確保により41%削減を目指す計画になっております。

検討課題の2点目が次のページになります。地域脱炭素ロードマップに基づく取組の追加。国が昨年6月に策定した地域脱炭素ロードマップと申しますのは、国と地方が協働で2050年度までのカーボンニュートラルを実現するために作成されたものです。民生部門、特に家庭ですとか、業務関係、商業とかサービス業を中心としたカーボンニュートラルを目指すロードマップと位置づけられております。

下の表を御覧いただきますと、2025年までの5年間に国が政策を総動員しまして、全国各地に100か所程度の脱炭素先行地域というものをつくり、その地域では、国が重点的に支援しまして、脱炭素と地域の活性化が両立するような地域を全国につくっていかうというものでございます。これにつきましては、新聞等で御覧いただいた方もいるかもしれませんが、先月第1次公募の結果が公表になりまして、全国では26件、48の団体が選定されております。選定された地域には、国からの交付金等の支援があるというものでございます。第1次公募では、岩手県からの選定はございませんでした。こういった動きがございますので、県の計画でも市町村の取組を積極的に支援していくといったような検討が必要であると考えております。

次のページに参ります。3点目、法の改正に伴う促進区域の環境配慮基準の設定でございます。まず、促進区域とは、下の図のちょうど真ん中、市町村の右側に濃い緑で促進区域と書かれておりますけれども、この促進区域というのが新たな規定で設けられまして、市町村が計画をつくりまして、地域貢献が見込まれる再生可能エネルギー事業をその地域に呼び込むために設定する区域でございます。イメージとしては、再生可能エネルギーの促進区域と申していただいて結構です。その区域を設定しますと、事業者がどんなことができるのかということですが、矢印の下に参りまして、その区域の中で再エネ設備を整備する場合には、市町村の認定を受けると、許可手続がワンストップ化されたりする特例が受けられるものでございます。

促進区域を市町村が定める場合に基準にするものがございまして、一番上が国が定める基準ですが、まず国による促進区域から除外すべきエリアというのは、右側のグレーの部分で、こちらを国が設定をしております。それを受けまして、その下の都道府県は、県の実行計画の中で、さらに県が除外すべきエリアというものを設定することができることになっております。いずれにしても、区域を定める場合には、環境保全に支障を及ぼすおそれがないことが必要でございますので、国の基準を参考にしながら、計画の中で除外すべきエリア、あるいは市町村が考慮すべきエリアといったものを検討して定めていくという必要が出ております。

そして、検討課題の最後4点目、気候変動適応策の検討でございます。現在の計画でも気候変動への適応ということで計画に盛り込んでおりますけれども、今般気候変動の適応計画を国が改訂しまして、下の表に書かれてありますとおり、適応策はそれぞれの分野毎に定めることになっているのですけれども、その区分が細分化されたり、新しく追加されたりとい

った改訂がされました。それを受けまして、それに沿った県としての適応策を検討していく必要があります。

最後に、4、検討体制とスケジュールでございます。先ほど御説明した点については割愛させていただきますけれども、1点、5月から8月に改訂計画の審議となっておりますけれども、大気部会で御審議をいただきたいと思っておりますが、このほかに先ほど申し上げました促進区域の環境配慮基準などにつきましては、環境影響評価の専門の先生方がいらっしゃる技術審査会などの場面でも御意見をいただきながら素案をつくっていきたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○渋谷晃太郎会長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明について、まず会場の委員の皆様方から御質問があれば承りたいと思います。いかがでしょうか。分からないこととかありましたら。

○渋谷晃太郎会長 それでは次に、リモート出席の委員の皆様方から御質問等いただきたいと思っておりますけれども、御質問がある委員の方は、挙手ボタンを押していただければと思います。

辻委員からですか。ミュート解除してお話しいただければと思います。

○辻盛生委員 岩手県立大学の辻です。よろしくお願いいたします。1点確認なのですが、先ほど御説明がありましたスライドの12ページ目です。見直しに向けた主な検討課題とありまして、その実施すべき事項のイメージということで、国や都道府県の中で除外すべきエリアというものが挙げられているのですが、これは具体的にどういったものが除外すべき対象になるのか、その辺りをもう少し教えていただけますか。

○渋谷晃太郎会長 事務局からお願いします。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 現在、まずは国が環境省令で除外すべきエリアというものを設定していますが、例えば自然公園の区域であって第1種の区域ですとか、基本的に開発を行うことができない区域とっていただければと思います。

○渋谷晃太郎会長 辻委員、いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

ほかの委員さんはございますでしょうか。

小野澤委員、お願いします。

○小野澤章子委員 聞こえますでしょうか。

○渋谷晃太郎会長 はい、聞こえます。お願いします。

○小野澤章子委員 岩手大学の小野澤です。1つ質問させていただきたいのですが、今回の実行計画の見直しということで、資料2—2の1行目に、令和3年3月に令和12年度を目標年次として温暖化対策実行計画をつくって、それを今回見直しするということが今日のお話になったと理解したのですが、10年計画を立てて、結構頻繁に見直しが必要な制度になっているのも、何か長期の目標を立てるメリットはどこにあるのかなと少し疑問に思いまして、特に環境政策とか、今日もスライド資料の国の方向ですとか、そういった目標値が引き上がるとかというのは、今後もどんどん続いていく、環境施策の場合は毎年のように進行するというか、そういうことになっていくと思いますので、こういった見直しが定期的にといいか、頻繁に行われるような、そういうこととして理解しなければいけないのか。それとも、かなり非常に例外的な状況が起きて今回の見直しになったのか、その辺の状況を少し専門外で分かりませんので、御説明いただければと思います。

以上です。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。事務局のほうからお願いします。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 ありがとうございます。今般の見直しにつきましては、先ほど御説明しましたとおり、まず法律が改正になりまして、それに伴って新しい制度、県、市町村を支援するような制度ができたりということで、削減目標が引き上げられたことも含めて、法律や仕組みが大きく変わったというところでございますので、今般は見直す必要があるということで考えております。

これ以降頻繁にこういった改正などがあるのかどうかは計りかねますが、今回、国が2030年の目標をかなり野心的に出したと位置づけておりますので、それがまたさらに変わることかどうか正直コメントが難しいです。

今後2030年度までにまた見直しのタイミングがあるのかということにつきましては、基本的に中間年度、5年後には見直しが必要とは思っておりますけれども、それ以外の時期につきましては、大きな制度変更等がない限りは、見直しを積極的に行う予定は今のところは考えておりません。

○渋谷晃太郎会長 いかがでしょうか。

○小野澤章子委員 御説明ありがとうございます。かなり思いがけない大きな目標の変更だったということで、それに合わせてやるということで理解いたしました。

ただ、やっぱり環境問題は非常に日進月歩のところがあって、これからもそういうよいほ

うに大きく計画を向上させていかなければいけないということがあり得るのかなと理解して、そうすると10年計画を立てる、5年後で見直すというスパンがこれから先もいいのかどうかというのは、何かやっぱり状況に合わせて考えていくべき点も含んでいるのかなと少し思いましたので、コメントさせていただきました。

以上です。

○渋谷晃太郎会長 重要な御指摘、ありがとうございます。基本的には2050年度目標のカーボンニュートラルを目指すという大目標があって、それに向かって今進んで、加速する方向で変更が行われているというような状況だと思います。これがもし途中でなかなか達成できないとか、いろんなことが起こると、さらに加速しなければいけないということが起こってくるのではないかと思いますので、国の動向もですけれども、県内の情勢も含めて、必要に応じてというのですか、必要があれば直ちに変わるというような姿勢で臨むのがよろしいのかなと思っております。

ほかの委員、いかがでしょうか。会場の委員の皆さんも、今の御意見とかも踏まえながらもいいのですけれども、もしございましたら。

お願いします。マイクを。

○小野寺真澄委員 今さらの質問で大変恐縮なのですが、見直しに向けた検討課題の10ページの温室効果ガス削減目標についてなのですが、温室効果ガスのカウントの仕方についてですけれども、岩手県に参入してくる企業、今後も大分大きな企業が控えていらっしゃると思います。そういった企業さんのCO₂のカウントというのは、岩手県としてカウントされるのか、それともほかの場所に本社があると、そちらでカウントされるのかというのがちょっと気になりました。今後かなり控えているというのと、流通団地のほうも大分検討されているところが多いようですし、そうすると大きな数字がどんと入ってくると、どんなに小さい企業が頑張ってもなかなか難しい目標になってくるのかなというところが気になりましたので、教えてください。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 基本的には県内に工場ですとか事業所を持っていけば、その場所で排出されるのが県の排出量ということになります。まずは、排出量の計算をする際に、例えば製造品出荷額などの統計のデータから排出量を算出することにはなりますので、大規模な工場が仮に岩手にできた場合には、当然その分については排出量増えることにはなると思います。

ただ、どの程度増えるのかは、その工場がどのような商品や製品を作るか、最近の工場ですと、かなり省エネを意識した効率のいいエネルギーの使い方をする工場もございますので、そういった点は、大きい工場ができるからといって排出量が大きく増えるとも限らないと思っただけであればと思います。

○小野寺真澄委員 ありがとうございます。では、係数の考え方とか計算の仕方もこれからということでもよろしいですね。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 マニュアルで示された計算式で、我々のほうでこれから算定作業をすることになっております。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木まほろ委員 県立博物館の鈴木です。スライド12ページなども拝見して、市町村の実行計画の重要性というのを理解したところなのですが、私、県立博物館の業務として市町村から環境に関する助言を求められたり、あるいは委員を務めたりということが増えてきているのですが、その中で実感することとして、岩手県の特に人口の少ないエリアですと、市町村の中に専門人材が非常に少ない状況があると思っています。特に環境に関する知識を持っている専門人材というのが非常に少なく、技術的に実行計画を立てる中で難しいことが出てくるのではないかと心配が少しあるのです。そのような状況を踏まえて、例えば県からの専門人材の派遣のような支援などが必要なのではないかと思うのですが、その辺りどのようにお考えか、お聞かせいただけますでしょうか。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 鈴木委員の御指摘は、おっしゃるとおりでございます。県としては、市町村が計画をつくることに関して、相談窓口という位置づけで、環境生活企画室の職員が個別に市町村の御相談に応じて、必要であればアドバイスする体制はもう整えております。

専門性に関しましては、例えば職種、電気関係のアドバイスが必要になる場面も出てくると思いますので、そのときに市町村からのお申出、相談の内容に応じて我々のほうでしっかりアドバイスをして、計画をつくっていただく手助けができればと思っております。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。温対法の改正によって、市町村が実施主体になるということになっています。県のほうは、市町村が計画をつくる際の指針といいますか、基準づくりをするという、それを基に市町村がつくるという立てつけになっているとこ

ろなので、県が計画、基準を早くつくらないと、市町村がくれなくなるということもあるのですけれども、実質は市町村が県と調整すれば、計画策定段階でも協議をしながらつくることはできるとなっているのですけれども、いずれにしても県の主導的役割というのが期待されているところなので、それもこの次期の計画の中には盛り込む形になると思います。重要な御指摘ありがとうございました。

ほかにはございますでしょうか。大丈夫なようですか。

「なし」の声

○渋谷晃太郎会長 それでは、これから大気部会を中心に御議論いただいて、計画策定を進めていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

5. 報 告

- (1) 岩手県環境基本計画の施策推進指標の置換えについて
- (2) 岩手県環境審議会水質部会審議結果について
- (3) 鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画の策定について
- (4) 岩手県環境審議会温泉部会審議結果について
- (5) 岩手県環境審議会住宅宿泊事業特別部会審議結果について

○渋谷晃太郎会長 それでは次に、報告に移りたいと思ひます。

岩手県環境基本計画の施策推進指標の置換えについて、事務局から御説明をお願ひしたいと思ひます。

○中村環境生活企画室企画課長 環境生活企画室企画課長の中村と申します。私から資料3の説明させていただきます。座って説明させていただきます。

環境基本計画の施策推進指標を置き換えたことについて御報告するものでございます。趣旨といたしましては、いわて県民計画の県の取組である具体的推進方策というのがございまして、そちらについて新型コロナウイルスの影響により、延期や縮小あるいは中止となるものがある一方で、感染症対策の一環として開始したオンラインの活用などにより取組が進んだもの等もありますので、これらを適切に把握するため、事務的な整理として指標の見直しを行い、令和4年3月に公表したところでございます。

いわて県民計画の分野別計画に当たります岩手県環境基本計画において、この指標の目標値を総合的指標及び施策推進指標の一部に設定していることから、今般の見直し内容により、環境基本計画の指標を置き換え、計画間の整合を図ろうとするものでございます。

2番の置換えを行う指標の部分でございます。3つの指標について置換えを行いました。まず、1つ目でございます。(1)の目標年度を前倒ししたものでございまして、いわて地球環境にやさしい事業所の認定数でございます。こちらは、当初の目標が2025年度に272事業所という目標としておりましたが、置換えの理由のところに書いておりますとおり、2020年度の実績が252事業所という実績となりまして、既に2022年度の目標に達しており、これは目標年度を前倒ししたものでございます。置換え後は、2022年度に272事業所と置換えしたものでございます。

それから、(2)です。参加者数にオンラインを含めるもので2つございます。1つ目が気候変動対策に関する総合イベント参加者数で、こちらは2020年度の気候変動対策イベントの参加者数がオンラインを含めまして6,851人でありましたので、これを基に2022年度当初の目標を2万人の達成を目指すものでございます。置換え後は、オンラインを含み、現状値を置き換えたものでございます。現状値が2020年度で6,851人で目標値は変わりなし、2022年度2万人でございます。

それから、もう一つ、ジオパーク学習会等参加者数でございます。こちらは、同じように2020年度の実績が1,648人で、これが同年度の目標値を上回っておりましたので、今後もオンラインの活用による伸びが見込まれるということで、オンラインを含めた現状値を2020年度で1,648人、こちらは目標値を引き上げてございまして、2022年度に3,200人と置き換えたものでございます。

この対応につきましては、この審議会のほうで報告した後に、置換え後の計画をホームページで公表することとしております。

次の16ページ目ですけれども、参考1として環境基本計画に置換えについて記載しておりますので、抜粋で載せております。下線を引いているところでございますが、「目標値については、原則として、当該指標を設定している既存の計画における目標値とし、当該計画との整合を図る」、この場合は、いわて県民計画との整合を図るということでございます。下のなお書きのところでございますが、「当該計画の見直しに伴い目標値が見直された場合は、その時点で、本計画の目標値を当該計画の目標値に置き換えることとする」と記載しておりますので、これにのっとった対応ということになります。

あと、次ページ以降は、参考までに置換え後の形で環境基本計画の目標値を載せておりますので、後で御覧いただければと思います。

説明は以上となります。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、まず会場の委員の皆様方から御質問はございますでしょうか。

「なし」の声

○渋谷晃太郎会長 次に、リモート出席の委員の皆様方から御質問ございませんでしょうか。

「なし」の声

○渋谷晃太郎会長 それでは、御報告ということで、御了承いただいたということにしたいと思います。

続きまして、(2)の岩手県環境審議会水質部会の審議結果について、水質部会から御説明をお願いいたします。

○加藤環境保全課総括課長 環境保全課総括課長の加藤でございます。着座にて御説明させていただきます。

水質部会からの報告事項でございます。お手元の資料4を御覧ください。令和4年2月9日に書面開催で開催いたしました水質部会におきまして、1、審議事項に記載しております4点について審議を行いましたので、結果を御報告いたします。審議事項1点目及び2点目は、それぞれ水質汚濁防止法に基づく公共用水域及び地下水の令和4年度の測定計画についてであります。審議の結果、いずれも事務局案のとおり議決いたしました。

審議事項3点目は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく令和4年度の調査測定計画についてであります。審議の結果、事務局案のとおり議決いたしました。

審議事項4点目の環境基本法に基づく磐井川に係る水質環境基準の類型見直しについては、磐井川における利用目的の適応性に関する項目(BOD等)に係る水質環境基準の類型について、下流の類型をC類型からB類型に見直しを行うものであります。審議の結果、事務局案のとおり議決いたしました。

水質部会からの報告は以上です。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。ただいまの御説明について、まず会場の委員の皆様方から御質問ありましたら承ります。何かございますでしょうか。

「なし」の声

○渋谷晃太郎会長 次に、リモートの委員の皆様からの御質問ございますでしょうか。あれば、挙手ボタンを押していただければと思います。

「なし」の声

○渋谷晃太郎会長 では、御了承いただいたということにしたいと思います。

続きまして、(3)、鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

○酒井自然保護課総括課長 自然保護課総括課長の酒井でございます。座って説明をさせていただきたいと思います。

資料5、鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画の策定についてでございますが、前回2月に開催いたしました自然・鳥獣部会におきまして審議をいただきまして、そこで決定しているので、今回繰り返しになりますけれども、その内容について御説明をさせていただきたいと思います。

まず、趣旨、第13次の鳥獣保護管理事業計画でございますが、人と野生鳥獣との適切な関係の構築と生物多様性の保全という点につきましては、本県における鳥獣の保護及び管理の方向性についてお示しをさせていただきまして、以下記載のとおり基本的な事項を定めたものでございます。

(2)の第二種特定鳥獣管理計画につきましては、顕著な農林水産業被害等が深刻化している鳥獣につきまして、適正数までの減少というための計画ということで、本県におきましては、シカ、ツキノワグマ、カモシカ、イノシシの4種について策定しているものでございます。

こちらの具体的な内容につきましては、2番のところに記載してございます。鳥獣保護管理計画から、4つの管理計画につきまして主な変更点でございますけれども、鳥獣保護管理事業計画につきましては、豚熱などの新たな感染症への対応を強化という部分が新たな項目

にございますし、以下の第6次計画につきましては、シカについては特に生息数の推定結果、今回の計画で約10万頭という推計に基づきまして、年間の捕獲目標を年間2.5万頭と設定をしてございます。

ツキノワグマにつきましては、生息総数を3,700頭と推定いたしまして、これに基づく個体数の低減に向けた取組と。あとは、そのほか市街地の出没の対応について新たに規定してございます。

その他イノシシにつきましては、近年被害が急増していることから、個体数の低減と生息域の縮小の推進の明確化というのに合わせまして、GPS等による行動圏の調査の実施を行うということを明記しているところでございます。

次のページ、計画策定に当たり、パブリックコメントの状況でございますけれども、パブコメにつきましては計14件寄せられてございまして、このパブコメでの意見、そのほか部会での意見等を踏まえまして素案の一部を修正して決定をさせていただいたところでございます。

以上で報告を終了します。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。ただいまの御説明について、まず会場の委員の皆様から御質問があれば承ります。

「なし」の声

○渋谷晃太郎会長 次に、リモートの委員の皆様方から御質問を承りたいと思いますが、もしありましたら挙手ボタンを押していただければと思います。

山田町の佐藤委員ですか。お願いします。

○佐藤信逸委員 山田町長の佐藤でございます。

○渋谷晃太郎会長 よろしく願いいたします。

○佐藤信逸委員 シカの被害が非常に大きいということで、我々非常に苦労しているわけですが、生息数が推定が10万頭であると。以前の生息数の動態というか、管理はどのような方法になっているもののでしょうか。分かりましたら、教えていただきたいのですが。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。よろしく願いします。

○酒井自然保護課総括課長 シカの生息頭数でございますが、今回第6次の計画ということで、第5次の計画の時点までは、平成27年度に国が公表した数値でシカの推定個体数を4万

頭と推計をしてございました。それを令和5年まで反映させるという考え方に基づいて、年間1万頭以上捕獲に取り組んできたところがございますけれども、なかなか全体の個体数が減らないということで、今回策定するに当たりまして元年度から2年度にかけて県独自に個体数推定を行いまして、その結果、今回のお示ししております約10万頭という推定個体数を推計したところがございます、あとこれを減らしていくと考えていったときに、まず2.5万頭であればだんだん少しずつ減っていくという推計の下で、今回の6次の管理計画を策定させていただいたところがございます。

○渋谷晃太郎会長 よろしいですか。

○佐藤信逸委員 平成27年に4万頭、そして今現在10万頭の推定ということですが、この増え方をどのように県では考えているのでしょうか。

○渋谷晃太郎会長 お願いします。

○酒井自然保護課総括課長 シカの増えた要因を、これと特定するのは難しいところではあるのですが、様々な要因、いわゆる里山の関係で全体としての人口減少の中で里山に手がつけられなくなってきたという部分であったりとか、あとはシカそのものが繁殖率が高い生き物だということで、捕獲が追いつかないといったような事情等様々な要因があるかと思っておりますので、なかなか特定は難しいと思っております。

○佐藤信逸委員 当町には船越公園という公園がございます、ここに春に2万個ものチューリップの球根を植えるのですが、1万8,000個が鹿にきれいに食べられまして、ぜひこのところをひとつしっかり管理いただきたいと思っております。

○渋谷晃太郎会長 県のコメントありましたら。

○酒井自然保護課総括課長 県でも指定管理鳥獣、環境省の事業を得て捕獲に取り組んでございますし、あと市町村中心になりますけれども、有害捕獲という形で取組を進めているところがございますので、県、市、あと猟友会など実際現場に当たる方々の御協力いただきながら捕獲の推進を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。

山内委員、お願いします。

○山内貴義委員 山内です。聞こえますでしょうか。

○渋谷晃太郎会長 はい、聞こえます。よろしく申し上げます。

○山内貴義委員 今のシカの生息数の話なのですが、補足させていただくと、4万頭から10万頭に増えたというわけではなくて、環境省は基本的に全国同じような手法で生息数

推定、こういったパラメータ、データを使ってやるかにもよるのですけれども、全国的にあまり齟齬がないような方法でじっくりと出した数字が4万頭ということです。今回の10万頭というのは、県の環境保健研究センターが中心となって、これまで県が何十年も実施してきた糞塊調査とか、ヘリコプター調査とか、そういった要因や、あと地域によって、例えば沿岸は物すごく密度高いので、その沿岸と、あとは県北地域に最近シカが進出してきて、数はまだそれほど高くはないのだけれども、だんだん多くなっている地域、そういったような要因をいろいろカテゴリー分けして、総合的に判断したのが10万頭というのを中央値に持って行って、だから一概に4から10に増えたというわけではなくて、調査の精度が上がって、それを基に2.5万頭という目標を立てているということも補足させていただきたいと思います。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。専門的な見地からの御説明ありがとうございました。

ほかには何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「なし」の声

○渋谷晃太郎会長 それでは、御了承いただいたということで、先に進めます。

続きまして、(4)の岩手県環境審議会温泉部会審議結果について、事務局から御説明をお願いいたします。

○酒井自然保護課総括課長 資料6でございます。岩手県環境審議会温泉部会の審議結果でございます。令和3年12月24日付で諮問されました温泉掘削許可申請1件について、令和4年2月3日に部会を開催し、審議をしたところでございます。これは、温泉法第3条第1項の規定に基づきまして、申請者から温泉掘削の許可申請があったものでございまして、その内容を審議したところ、既存の温泉の流出量のところに影響を与えるものではないと認められましたので、許可相当と答申してございます。

温泉部会の報告は以上となります。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、まず会場の委員の皆様方から御質問があれば承ります。いかがでしょうか。

「なし」の声

○渋谷晃太郎会長 それでは次に、リモートの委員の皆様方から御質問がもしあれば、挙手ボタンを押していただければと思います。

「なし」の声

○渋谷晃太郎会長 特にないということですので、御了承いただいたということで、先に進みます。

続きまして、（５）、岩手県環境審議会住宅宿泊事業特別部会審議結果について、事務局から御説明をお願いいたします。

○佐藤県民くらしの安全課総括課長 資料７に基づきまして御説明いたします。岩手県環境審議会住宅宿泊事業特別部会審議結果についてでございます。令和４年１月２４日に特別部会を開催いたしました。そして、審議いただきましたので、その結果についての御報告でございます。審議事項でございますが、２つございまして、住宅宿泊事業法施行条例の施行状況等についてということと、条例の検討結果に係る報告書の案についてということで、この２点について審議いただきました。

審議の結果は、いずれにつきましても原案のとおり議決されたものでございます。

要旨についてでございますが、施行状況につきましては、住宅宿泊事業の宿泊実績であるとか、法に基づく届出、登録の状況について審議いただいたところでございます。報告書の案につきましては、この条例の施行後３年をめどに見直すということになっておりますので、これに基づいて条例改正の要否について審議いただいたということでございますが、当面現状維持することが適当であるということから、条例の改正は要さないということの内容につきまして決定をいただいたものでございます。

私からは以上でございます。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、まず会場の委員の皆様方から御質問があれば、挙手をお願いいたします。

「なし」の声

○渋谷晃太郎会長 では、リモートの委員の皆様方、いかがでしょうか。もしあれば、挙手ボタンを押していただければと思います。

「なし」の声

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。

6. その他

(1) いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランの策定に係る意見について

○渋谷晃太郎会長 それでは、続きましてその他です。いわて県民計画の第2期アクションプランの策定に係る意見について、事務局のほうから御説明をお願いします。

○中村環境生活企画室企画課長 資料8で説明させていただきます。座って説明させていただきます。

こちらは、いわて県民計画の第2期アクションプランの策定に係る意見をいただきたいという趣旨でございます。いわて県民計画については、現在第1期アクションプランということで、2019年度から2022年度までが第1期アクションプランの期間になっていますが、こちらが本年度で終わりますので、来年度、令和5年度から4年間、8年度までの第2期アクションプランについて、今年度県のほうで策定を進めることとしております。これについて今後の検討の参考にさせていただきたいということで、環境分野の取組について意見を委員の皆様から聴取したいというものでございます。

2番の意見について、今後重点的に進めるべき分野や取組を強化すべき事項について御意見をいただきたいと思っております。

その回答でございますが、ファクスまたはメールにより、恐れ入りますが、6月10日までに御回答をお願いしたいと思います。回答先については、こちら囲みのほうにありますメールアドレスまたはファクスのほうに回答いただきたいということでございます。

次ページに参考様式としてつけておりますので、この様式でもよろしいですし、様式は任意でも結構ですので、御回答をいただきたいものでございます。

その次のページ以降に、いわて県民計画の環境分野の部分抜粋したものをつけておりますし、51ページ以降、政策評価レポート2021ということで、令和2年度までの実績を載せてございます。こちらを御覧いただいた上で、今後重点的に進めるべき分野、取組について御意

見を頂戴したいというものでございます。

こちらの趣旨は、第2期アクションプランを策定するに当たり、関係団体とか、審議会の委員の皆様から広く意見を聞いた上で、よりよい計画をつくりたい、アクションプランをつくりたいという趣旨でございまして、全庁的に行うこととされたものでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。ただいまの御説明について会場の委員の皆様、御質問等あればお願いします。

「なし」の声

○渋谷晃太郎会長 リモートの委員の皆様方も、もしあるようでしたら挙手ボタンを押していただければと思いますが、いかがでしょうか。

「なし」の声

○渋谷晃太郎会長 私から、44ページなのですが、本体に関わるものになってしまうのですが、**「低炭素社会」**になったままになっているのですが、もう今後変更しなければいけないかと思うのですが。

○中村環境生活企画室企画課長 こちらも必要に応じて、当然直すべき部分は直していくということになります。いずれ情勢に応じて、コロナとか、あとエネルギー関係、ゼロカーボンということを掲げておりますので、必要に応じて直していくということになります。

○渋谷晃太郎会長 審議会の皆様方の専門的見地から御意見を、今の動きへ対応した、あるいは先を見た動きの意見を出していただければありがたいという趣旨だと思いますので、各分野の先生方、委員の皆様方、積極的に御意見をいただければと思います。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤歩委員 伊藤です。本日温暖化対策の実行計画の見直しのお話がありましたけれども、そこで議論された内容が次の第2期のアクションプランのほうに反映されるのかどうかという、そういうスケジュール的なところはいかがなものでしょうか。

○中村環境生活企画室企画課長 当然いわて県民計画が県としては最上位の計画ですの

で、下位の計画も改訂されて、当然それも反映される形でなると思いますので、スケジュール的には変更してやっていくということになります。

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 県民計画も議決事項になっていまして、3月の議会、議決を目指しています。今回の実行計画と策定期間が軌を一にしているということで、両にらみながら修正を加えながらやって、最終的には合わせるという形になると思います。

○伊藤歩委員 分かりました。ありがとうございます。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。

すみません、締切りとかは6月10日ということですがけれども、今のことを踏まえると、取りあえず6月10日というのあるのですけれども、それ以降はどうでしょうか。

○中村環境生活企画室企画課長 一応の目安として6月10日ということに指定させていただきましたが、5月から7月ぐらいの間で関係機関、団体等の意見を聞くということになっておりますので、一旦6月10日というのは示させていただきましたが、6月中でも大丈夫ですので、適宜御意見を積極的にいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。

その他何かございますでしょうか、委員の皆様方。

「なし」の声

○渋谷晃太郎会長 特に御発言ないようなので、進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

7. 閉 会

○浅沼副部長兼環境生活企画室長 渋谷会長、大変ありがとうございました。

審議につきましては以上でございます。

以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきたいと存じます。

なお、次回の審議会につきましては、開催を9月頃に予定してございます。内容につきましては、本日諮問させていただきました第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の見直しに係る答申（案）について御審議をいただく予定としてございます。大変お忙しいところでございますが、皆様の御出席をよろしく願いしたいと思います。

本日この後、水質部会が開催をされます。大変恐縮でございますが、部会の皆様につきましては事務局がお席へ御案内いたしますので、会場の前方に御着席をいただきますようによろしくお願いいたします。

本日は、大変長時間にわたりありがとうございました。